豪州議会上院における技術と 国際金融センターに関する特別委員会

2021年6月4日

はじめに

1. 内外で国際金融センターへの関心が高まっている。

欧州ではBrexitを契機に、パリ、フランクフルト、アムステルダム、ルクセンブルク、ダブリン等が欧州の金融センターとしての地位向上に努めている。他方、英国(ロンドン)は官民が連携した金融のデジタル化推進などでこれまでに築き上げた地位を維持しようとしている。

東アジアでは、中国と香港特別行政区の関係、シンガポール、上海、東京、 大阪、福岡などの動きが注目される。

金融庁は、インターネット上で、国際金融センターに関する特設ページを 3月30日に開設した。

2. 豪州の議会上院は、2019年に「FinTech・RegTech特別委員会」を設置し、 同国の金融部門における新しい技術の活用の現状と今後の課題等について、 今後の政策提言を目指して活動を続けている。

今年の春、この委員会は、委員会の名称を「技術と国際金融センターに関する特別委員会」と改めるとともに、最終報告書の提出期限を後倒しし、 そのアジェンダを改定した。

- 3. この委員会は、今も検討を続けている。本稿は、この委員会の背景にある 豪州経済の現状やイノベーション推進政策を概観したうえで、改名前のア ジェンダ、改名後のアジェンダ等を紹介する。
- 4. 国際金融センターとして名高いロンドンのシティは、この4月に「2021: A Critical Year for RegTech」と題する資料を公表した(→KPMGジャパンによる一部翻訳版)。国際金融センターの地位の獲得・維持・向上には、後背地経済の活力・規制・税制・人材・住環境・語学・報酬水準等とともに、官民における金融技術の積極的な活用も、1つの鍵となると考えられる。

目次

- 1. 豪州経済の現状とイノベーション推進政策
- 2. 豪州議会上院の「FinTech RegTech特別委員会」
- 3. 「技術と国際金融センターに関する特別委員会」への改名



金融アドバイザリー部 ディレクター 水口 毅

日本銀行で総務局(現企画局)、ロンドン事務所、総裁秘書、業務局、那覇支店長、金融広報中央委員会事務局次長、広島支店長等を歴任した後に退職。米系大手保険会社の役員を経て、2016年から有限責任 あずさ監査法人金融アドバイザリー部ディレクター。

現在はRegTech等を担当。

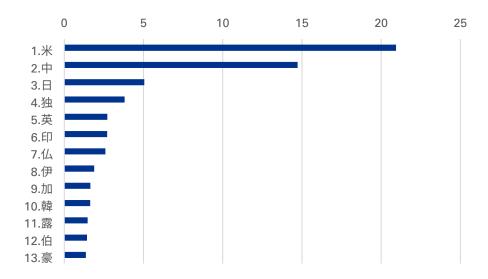
日銀在職中は、日銀ネットの規程策定・運行管理、1992年ロンドンIRA爆破テロ(The New York Timesウェブサイト)被災時の三和銀行・大和銀行業務継続支援、「国庫金事務の電子化」(日本銀行ウェブサイト)プロジェクトの統括、中央銀行業務のBCP企画(首都直下・南海トラフ地震・鳥インフルパンデミック想定)、2009年新型インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センターウェブサイト)の現場対応(那覇支店)等の経験をもつ。

1. 豪州経済の現状とイノベーション推進政策

(1) 名目GDPの規模

豪州の名目GDP順位は、世界第13位である(2019年)。

名目GDP、2019年、兆ドル



出所:IMF(国際通貨基金)

(2) 実質GDPの動き

IMFの世界経済見通しの直近公表版(4月6日)が掲げる実質GDPの数値だけから みると、豪州経済のパフォーマンスは、

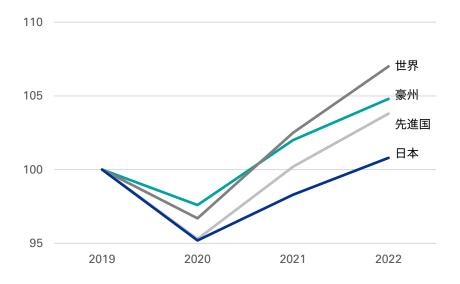
- ✓ 日本と先進国の平均も上回っている。
- ✓ 新興国・途上国を含む世界全体と比べると、2020年の落ち込み幅は相対的に小さかったが、今年から来年にかけての成長率はやや劣後する。

① 実質GDP成長率

	2019年	2020年	2021年	2022年
豪州	+1.9%	▲2.4%	+4.5%	+2.8%
世界	+2.8%	▲3.3%	+6.0%	+4.4%
先進国	+1.6%	▲4.7%	+5.1%	+3.6%
日本	+0.3%	▲4.8%	+3.3%	+2.5%

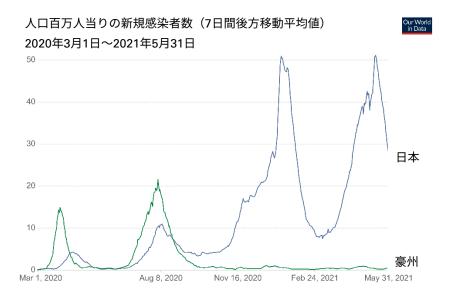
出所:IMF世界経済見通し(4月6日)

② 2019年=100とした場合の実質GDP水準



(3) コロナ禍の影響

次のグラフは、日豪両国の新型コロナウイルス新規感染者数の人口対比である。



出所:Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data, Our World in Data

豪州は、昨年の春・夏は、日よりも深刻だったが、数次にわたる厳しいロックダウンや水際対策(入国時の検疫・隔離の徹底)などで、昨秋以降は日本に比べて上手に感染をコントロールしている。

上手な感染対策は、個人消費をはじめとする経済活動を守る。これまでのところ、 豪州の感染対策は、成功事例の一例だと言えよう。

(4) 中豪関係悪化とその影響

4月16日の日米首脳会談共同声明は台湾と中国の人権問題に明示的に言及した。 その後、日本の経済関係者は、日中関係の悪化(中国による対日輸出入規制等) の可能性を懸念している。その際、最近の中国による輸出入規制の事例として、 豪州向けの実例がよく取り上げられる。 中豪関係は、一時は「蜜月関係」とも呼ばれるほど良好な関係だった。すなわち、2010年代央には、①習近平国家主席の豪州訪問(2014年11月)、②FTA(豪中自由貿易協定)締結(2015年6月)、③豪マルコム・ターンブル首相の訪中(2016年4月)などが続いた。

しかし、その後、中国実業家による豪州政治家への巨額献金問題の表面化等をきっかけに、両国関係は冷え込みに転じ、特に昨年以降は、以下のように輸出入の制限措置の応酬がみられる。

2020年	 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、豪州政府首脳が中国の初期対応等の検証が必要と主張。 中国政府がこれに激しく反発し、牛肉輸入制限、大麦への追加関税、中国国民への対豪州渡航自粛要請などを実施。 豪州政府は海外からの投資に関する法律を改正。また、5G 	
	の国内ネットワークへの参入制限の強化等を実施。 ・ 中国は豪州産ワインの輸入関税引上げを実施。	
2021年	• 豪政府はビクトリア州が中国と締結した一帯一路関連の協 定2件の破棄を発表(4月)。	

他方、豪州から中国への主な輸出品である鉄鉱石と天然ガスは、中国からみて「代替輸入先」が無いこともあって、中国による輸入制限措置の対象外とされている。

また豪州から対中国輸出が難しくなった大麦についてはサウジアラビア等に、綿については東南アジア等が代替輸出先となっているとの見方がある。

これらのことから、現在までは、ここ1~2年の中豪関係の急速な悪化が、豪州経済全体に与える影響は限定的だったとの見方がある。

ただし、中豪関係の豪州経済への悪影響の可能性は、今後も注目する必要がある だろう(注)。

(注) 紙面の制約の中で簡潔さを優先するため、1. 豪州経済の現状の記載は、ご く一部の経済指標・情報の紹介にとどめている。

(5) イノベーション推進政策

豪州政府は、鉱物資源依存経済からの脱却を目指して、2015年11月に「全国イノベーション・科学アジェンダ」(注)を公表し、イノベーションや起業家の育成を推進してきた。

(注) National Innovation and Science Agenda Report

https://www.industry.gov.au/data-and-publications/national-innovation-and-science-agenda-report

この時の報告書には、4つの柱として、次を記載している。

- ① イノベーション重視のカルチャーと資本の投下
- ② 産学の協働
- ③ 人材育成・スキル向上
- ④ 政府において模範を示すべきこと

2. 豪州議会上院の「FinTech・RegTech特別委員会」

豪州議会上院は、コロナ禍が世界を襲う前の一昨年の秋に、FinTechとRegTechに関する特別委員会を設置し、骨子以下のとおりの検討を開始した。

(1) 英語名称

Select Committee on Financial Technology and Regulatory Technology.

(2) 設置時期

2019年9月11日。

(3) アジェンダ

調査の対象事項は、次の6点。

- 「FinTech・RegTechが、国内の消費者・事業者にもたらすチャンスの 大きさ・範囲
- ② 金融部門における新技術採用の障壁
- ③ FinTech促進のための改革の前進状況と、他国の類似事例との比較
- 国内RegTechの現状、RegTechがもたらす法令遵守促進とコスト削減 の効果
- ⑤ FinTech・RegTechスタートアップ企業の育成策の実効性
- ⑥ 関連事項
- (4) 委員会の構成

同委員会は、以下の6名の上院議員で構成。

- ① 政権与党(注)の党首が指名する上院議員3名。
- ② 野党の党首が指名する上院議員2名
- ③ 少数会派・無所属等の上院議員1名。

委員長は①の中から、副委員長は②の中から互選で選出。 投票で同数になった場合は、委員長が決定権を持つ。

- (注)豪州の直近の下院総選挙は2019年5月。議席数は151。現時点で以下の① 自由党と②国民党の連立与党が議席数76でギリギリの過半数である。
 - ① 自由党(Liberal Party):中道右派。党首はモリソン現首相。現在の 議席数60。
 - ② 国民党(National Party of Australia): 地方党(Country Party)を 改称、地方の利益を代表する保守政党。現在の議席数16。
 - ③ 労働党(Australian Labor Party: APL):労働運動により設立された 社会民主主義政党。現在の議席数68。
 - ④ その他:豪州緑の党(Australian Greens、左翼、環境保護主義者の 政党)、無所属等の議員が7議席を占めている。

上院の議席数は76。①自由党 (31)、②国民党 (5) ③労働党 (26)、④その他 (14)。

(5) 最終報告書の提出期限

当初は、この特別委員会の最終報告書は、2020年10月中の最初の議会開催日とされていた。

2020年4月20日に、これが2021年4月16日へと延期された。

(6) 特別委員会による意見募集

この特別委員会は、意見募集のために「issues paper」(論点ペーパー)を数次にわたり公表している(注)。これは「request for submissions」(意見募集)と受け止められている。

(注)第1回・第2回のissues paperは、次のWebpageの中にリンクされて公表されている。

https://www.aph.gov.au/Parliamentary Business/Committees/Senate/Financial Technology and Regulatory Technology/Previous work of the committee

(7) KPMGオーストラリアによる意見書提出(Submission)

議会上院の特別委員会の問題提起は、豪州金融界の関心の的となっており、例えば、KPMGオーストラリアは、特別委員会の「request for submission」に応じた意見書を提出している。

特別委員会の第2回目の「request for submission」に対するKPMGオーストラリアの意見書「Be part of solution」(注)は、次の7章で構成されている。これをみると、同国の金融界で何が意識されているかの一端が分かる。

- (注) https://home.kpmg/au/en/home/insights/2021/01/fintech-regtech-kpmg-submission-to-senate-select-committee.html
 - ① 豪州の法人税の設定の仕方が競争に与える影響
 - ② 成長についての研究開発の意義
 - ③ 規制一消費者のデータに関する権利(CDR、Consumer Data Right)
 - ④ データ標準とブロックチェーン
 - ⑤ データセキュリティ
 - ⑥ 国益に関する考察
 - ⑦ 人材の獲得と流出防止
- (8) 行政当局による報告書提出(Submission)の例

豪州の金融機関の規制監督を所掌する省庁であるAPRA(Australian Prudence and Regulation Authority)も、この特別委員会の設置後約4ヵ月が経った2020年1月に、同特別委員会宛の報告書を提出している(注)。

(注) https://www.apra.gov.au/sites/default/files/2020-01/Senate%20Select%20Committee%20on%20Financial%20Technology%20Technology.pdf

この報告書の表紙は、提出先である同委員会の名称、提出元であるAPRAの名称・ロゴ・URL、提出日付、「Submission」の文字のみが記されたシンプルなもので、目次をみると次が7つの章で構成されている。全部で20頁。

- ① APRAのFinTech・RegTechとの関わり
- ② APRAの免許制度
- ③ プルーデンス規制対象機関におけるFinTech・RegTech
- ④ デジタルウォレット
- ⑤ データの徴求、利活用
- ⑥ 他の当局および業界との協働
- ⑦ 結語

3.「技術と国際金融センターに関する特別委員会」への改名

今春、この委員会が同一性を保ったまま、名称と問題意識を「国際金融センター」にシフトさせた。本稿を書いている5月時点では情報が未熟だが、本邦内の状況も踏まえ、骨子を紹介する。

- -- 豪州のシドニーは、東京よりも少し東に位置するため、1時間の時差がある。豪州の日々の金融市場の活動は、東京に比べて早めに始まる。
- 一 また、豪州は、日本と比べた人口密度の違いや「意図的な一極集中回避策」の結果、「リモートな金融取引」のためのデジタル化がかなり前から進んでいた(注)。
- (注) 日本では、いまだに税・公金収納の効率化等が問題になっている (https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330338 1.pdf)。 税・地方公金・公共料金等のインターネットを利用したオンライン支払の スキームとして現在日本に存在する「ペイジー」、「e-tax」の企画・構想づくりの頃は、豪州のbPay(https://bpay.com.au/)が「海外先進事例」だった。今から20年以上前の話である。日本は、豪州にまだ追いついていないのではないだろうか。
- (1) 改名後の英語名称

Select Committee on Australia as a Technology and Financial Centre.

(2) 改名時期

2021年3月18日。

(3) アジェンダ

改めて、次の9点が掲げられた。

- ① 豪州が技術と金融のセンターとしてより強固な存在になることが、国内の消費者・事業者にもたらすチャンスの大きさ・範囲
- ② 雇用や経済成長に与えるプラスの効果
- ③ 金融部門における新技術採用の障壁(注:これまでのアジェンダの② と同じ)
- ④ コロナ禍をきっかけとして生じてきた豪州が技術と金融のセンター となることについての新たなチャンス
- ⑤ 他国の類似事例との比較
- ⑥ 豪州において新規投資への制約となっている会社法の影響
- ⑦ 「ネオバンク」(注)が直面している政策的な環境
- ⑧ デジタル資産・暗号通貨業界のチャンスと課題
- 9 関連事項
- (注) 銀行業務ライセンスを持たず、既存銀行のデジタルインターフェイスとして、主にモバイルを通じたオンライン上でのキャッシュフロー管理などの機能を提供するモデル。

「チャレンジャーバンク」(銀行業務ライセンスを取得し、当座預金、 普通預金、住宅ローンなど、既存銀行と同じサービスをすべてモバ イルアプリ上で提供するモデル)と対比される。

一 改名後の特別委員会は、新たに(第3回目の)「issues paper」を公表している

(https://www.aph.gov.au/Parliamentary Business/Committees/Senate/Financial Technology and Regulatory Technology/FinancialRegulatoryTech/Third Issues Paper)。
意見書の提出期限は、6月末。

(4) 最終報告書の提出期限

上記の改名時期(3月18日)に、10月30日とされた(前述の4月16日の期限を再延期したかたち)。

以上

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

home.kpmg/jp/regtech

regtech@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをまとに一割断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.